



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	札幌における「ホームレス」(2) : 野宿者の「自立」支援をめぐって
Author(s)	佐々木, 宏; SASAKI, Hiroshi
Citation	教育福祉研究, 7, 73-80
Issue Date	2001-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28344
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_P73-80.pdf



札幌における「ホームレス」(2) — 野宿者の「自立」支援をめぐる —

佐々木 宏

(1) はじめに

先の調査報告(2000年3月)⁽¹⁾では、冬季の札幌における野宿者の生活実態やニーズについて聞き取り調査にもとづいて報告した。調査では、厳しい野宿生活から脱したいという当事者の思いも語られていたが、同時に、当事者が仕事に就いたり、生活保護制度等の行政サービスを利用して野宿生活からの脱出を望む場合に直面する困難もうかがえた。また、野宿生活からの脱出を望まないということ強く主張する当事者もいたが、そういう主張をせざるを得ないところまでに当事者が追いつめられているとすれば、このことも野宿者が野宿生活から脱することをめぐる困難の一つのあり方といえる。本稿では、この困難に注目したい。もちろん、現状把握と問題の性格規定的な調査研究は、今後も深化させるべきではあろうが、「ホームレス」問題を社会福祉の課題として受けとめる限り、一方で困難の解消を検討することは必要となる。

先行する「ホームレス」問題研究や支援の実践報告においても、上にあげたような困難は指摘されてきた。そこで、本稿では、まず、先行する「ホームレス」問題研究や実践報告の知見を参照しつつ、野宿者の野宿生活からの脱出をめぐる困難(「自立」の困難)に関する構図を整理したい。その際には、あらためて先の調査報告で利用した調査結果も利用する。

次に、「自立」をめぐる困難を解消するにあたって何が必要か、すなわち「自立」支援をめぐる何が必要なのかについて検討する。このことについては、首都圏等の「ホームレス」問題に関する先進地域では、多くのNPOや民間団体の支援活

動、そして内実はともあれ一部の大都市で動き始めた公的な「自立支援」施策との関連で論ずることになるが、札幌では、公による積極的な対応ははじまっておらず、民間団体の支援活動も少ない。従って、実際に行われている多くの「自立」支援実践を材料に論ずることはできないが、札幌においても'99年の冬以来、民間団体による支援活動が始まった。本稿では、この活動に注目したい。この活動には筆者も深く関わっているが、活動に参加するなかで、「自立」支援をめぐる課題めいたものはみえてきたように思う。むろん、一つの活動を通じてみえてきた野宿者「自立」支援に関する示唆は、簡単には、普遍化することはできないが、実践に関わるなかでみえつつあることを整理することは、現段階の札幌における「野宿者」支援をめぐる問題提起になるだろう。

(2) 野宿者の「自立」をめぐる困難

「自立」を困難にする野宿者のおかれた条件を概念的に示したもので最も分かりやすいのは、岩田のあげる「不定住的貧困」概念である⁽²⁾。岩田によれば、レギュラーな職に就くこと、家族を形成すること、一定の地域へ居住することなどによって社会への帰属がはかられる近現代社会においては、物質的困窮だけでなく、その帰属を失った状態も含む「不定住的貧困」が、貧困問題の延長線上に異質な貧困としてあらわれるという。そして、「不定住的貧困」は、失職や経済的困窮といった量的な貧困が引き金となって住所や通常的生活スタイルを失い、それに絡んだ暴力や個人的な危機が存在している状態としてあらわれ、岩田はこのことを、「私生活における自助の側面が困難であるばかりでなく、その自由・自立を確保する枠組み自

体が解体の危機にあるととらえられる」⁽³⁾とする。「不定住的貧困」概念に従えば、野宿者は、貧困(個々の局面では多様な形態で顕在化しようが)により、現代社会が「市民」に要求する社会への帰属を失うことによって、危機的な状態にありながらも、「自立」を確保することが困難になっているということになる。

「自立」を確保することの困難の一例としては、最低生活保障に関する安全網である生活保護制度と野宿者の関係があげられよう。生活保護制度は、制度上、生活困窮の事実さえあれば住民登録や居宅の有無を問わない誰にでも開かれた制度となっており、原則的には「不定住的貧困」状態にあっても、その制度は機能することになっている。しかし、事実上、福祉事務所は、居住を要件とし申請を受け付けなかったり、法外援護で対応してきた(いる)ことはよく知られている。つまり、「自立」に関する最後の手だてである生活保護制度の利用も、「住所不定」である野宿者にとっては使いづらいということであるが、こうした「自立」の手だてを確保することの難しさは、先の調査でも野宿者自身の語りのなかで求職、居宅の確保、社会サービスの利用に関する困難として示された。

「保証人がいない、住所もないでは雇ってくれるところがない。学もないしさ。」

「職安は、保証人、地元優先、連絡先の必要性のため利用できずやむを得ず手配師を利用している。本当に仕事がない。(仕事があるのは)40～45歳くらいまでである。」

「職安は何度か行ったが、住所、保証人不定のため職業紹介を断られた。保証人は、暗に『もしあなたが犯罪者だとしたら困る』と言われ要求された。職安では出身地に帰ることを進められ、旅費を福祉事務所に相談したらとアドバイス(職安で言われたと窓口では言わないように釘をさされた：本人談)をうけた。そこで福祉事務所へ行ったら『職安で仕事を紹介してもらおうように』と言われ、職安と福祉事務所へ行く

のをやめた。」

「職安に行って仕事を探しても数日後に連絡(連絡先不定なので)を取ることができない。毎日行くのは大変だ。」

「最近札幌駅では、鉄道警察に連れて行かれ、住所などを聞かれる。大きなバッグでうろうろしているとすぐ。」

「行政は自分たちを追い出すことしか考えていない。頭の中には『排除』という言葉しかない。『アパートを借りろ』と(役所の人は)気軽に言うが、保証人も金もないというのにどうしろというのか。凍死されると困るので(冬場の)追い出しは控えているようだが、(現在の寝場所)春には駐車場になるとかでもまた追い出しがはじまるだろう。移動してもかわらない。何も迷惑をかけてないのに。」⁽⁴⁾

調査では、上のように「住所不定」であることや保証人不在のため仕事や居宅を得ることが難しく、また公的な職業斡旋サービスから排除されていたり、時には犯罪者扱いされるという孤立的な状況が語られた。これは、住民登録をしていないことや定まった居宅を持たないこと、また、保証人不在(多くは家族との関係が切れていることによる)が、「自立」をめぐる大きな困難としてあることを示唆し、「不定住的貧困」概念で示されるような、社会からの孤立とそれに起因する「自立」の確保の枠組みの危機に札幌の野宿者も直面しているとできよう。

さらに、「不定住的貧困」概念をもう一步進めるとすれば、野宿者が直面するさらなる困難を指摘する必要がある。この困難は、野宿者の強いられる社会的な孤立が、たとえ適切な現金収入や住居などの物質的な環境が満たされたとしても、解消されないケースもあるという事実にあられる。病院、施設入所、居宅での生活保護など、既存の社会的なサポートネットワークにいったん関わったとしても、トラブルを起こし再び野宿生活に戻る野宿者の存在は、これまでの「ホームレス」問題研究や実践報告においてもしばしば、指摘さ

れてきたことである。例えば、「不定住的貧困」を提起した岩田も社会福祉援助専門職の認識の中にある、援助専門職が提示する「自立」の筋道にのらず、「たかり」的に社会サービスに関わる野宿者像を指摘している⁽⁵⁾。また、民間支援活動として山谷で「自立」支援を行っている「ふるさと会」の実践報告の中では、支援者の意図に反した行動をする野宿者のあり方が赤裸々に描かれている⁽⁶⁾。

具体例には、就労しないこと（「怠け」と判断されるような態度）、過度の飲酒・ギャンブル、規則的な生活リズムが守れないことなどが、既存の制度や援助専門職の要求する「自立」と対立し、再野宿化の契機になっているのだが、このことは、まず、個々の野宿者の資質やパーソナリティの問題として理解することもできよう。一般的には、「ホームレス」状態にあることや「再野宿化」しやすいことについて、個人責任として理解されているため「ホームレス」問題は社会的な解決の筋道をつけることが難しくなっている。しかし、社会科学的な観点からみれば、当然、個人責任による説明だけでは十分ではない。これまでの「ホームレス」問題研究においては、こうした「反社会的」「逸脱的」とされる野宿者のあり方を、周縁化された当事者による抵抗として積極的に理解する論調もある⁽⁷⁾。さらに、この論理をすすめて、「自立支援」という営みそのものが、当事者にアウトサイダーとしてのレッテルを貼り、周縁化を強いているという支援に対する批判的な指摘もある⁽⁸⁾。

ここでは、このことについて、これ以上深入りしないが、社会が強制するものであれ、個々の野宿者の資質に起因するものであれ、いずれにしても、援助専門職や「市民」から、野宿者は社会や制度に「なじまない」異質な存在として認知されることが多いことだけは、間違いのない事実である。野宿者にとっての「自立」とは、「なじまない」存在として野宿者を評価する傾向のある社会サービスや援助専門職との関わりを通じて行われている。受容的ではない「自立」の手だてを通じて、「自立」を目指さざるを得ないということは、野宿

者が直面するさらなる困難といえよう。この困難を解消するためには、まず、異質な存在というレッテルを貼る既存の社会や制度を変えてゆくことが考えられる。岩田は、現在の社会が野宿者へ用意する「自立」の筋道と野宿者の葛藤を踏まえて、社会への再参入的を強いるような支援ではなく、既存の社会のありようの変革をも含む今後の支援のあり方を提起している⁽⁹⁾。この指摘は、中・長期的な視野に立って野宿者支援を考える際には現実的かつ妥当であると思われるが、個々の支援の局面では、野宿者一人一人は問題を含みつつ社会が用意する「自立」を目指し格闘せざるを得ない。従って、当面、この格闘をどのように受けとめるかは、特に個々の支援の場面では問題となり続けるだろう。

ここでは、野宿者の「自立」をめぐる、「不定住的貧困」概念に示されるような社会的な孤立による困難、そして、仮に就労や福祉など「自立」の手だてにつながったとしても、社会が要求する「自立」と野宿者の間にせめぎ合いが起こることを指摘した。次節では、このことを前提に、札幌においてはじまった「自立」支援の実践についてふれてみたい。

(3) 「自立」支援をめぐる

— 札幌における民間団体の試みから —

'99年11月に発足した『北海道の労働と福祉を考える会（以下、会）』は、野宿者支援を掲げ、定期的な「炊き出し」、当事者の様々な相談事を受け付け対応する「健康・生活相談会」、また、野宿者問題に関する調査と市民や行政への働きかけを行っているが、ここでは、特に、相談活動を紹介しつつ、活動を通じてみえてきた「自立」支援に関する示唆を提起したい。

会では'00年12月現在までに9回の「健康・生活相談会」を実施してきた。この相談会は、希望者に関して医師による簡単な健康チェック（問診、血圧測定、尿検査）を行い、医療や生活一般に関する相談を個別的に受け付け、その後、できうる限り当事者の希望にそって支援者が対応をするとい

う流れで行われている。これまでに、受け付けた相談件数は93件（'00年2月以降で記録の残っているケースの総計）であり、相談内容は、医療受診、居宅や仕事の確保が一番多いが、その他、法律に関する内容や人間関係一般など多岐に渡る。

相談活動を通じてまずいえることは、こうした「よろず相談」的な窓口の需要である。この需要の存在は上にあげた約一年間の相談件数からも示唆されることであるが、会の相談活動のありようの変化にもそれはあらわれている。相談活動は、当初、支援する側が野宿者の健康面のニーズに焦点をあてていたため、医師による健康チェックと健康相談を中心に出発したのだが、健康面以外の相談が多くもちまれることになり、それに応ずる形で、生活相談の比重が大きくなってきた。

会の「よろず相談」的な窓口への需要の大きさは、個々の野宿者の様々な悩みや思いを受けとめる場所が現在の札幌に不足していることを示唆するのではないだろうか。尤も、適切な医療の受診や居宅や仕事の確保などに関しては、ハローワークや区の保護課など、建前的には野宿者でも本人が行きさえすれば利用できる窓口はないことはない。しかし、先の調査で得られたハローワークや保護課への野宿者の不信感からもうかがえるように、現実的には決して開かれたものではない。また、孤立していることの多い彼らの声を代弁する者は少ない。相談活動を通じてみえてきたことの一つは、野宿者に対するニーズの掘り起こしの必要性である。

また、相談を受け付けた後、支援者は当事者の希望や思いをできうる限り満たすように対応するが、それは、当事者と支援者が一緒になって試行錯誤をしてゆく過程となっている。以下、事例記録を若干参照しつつ、その過程をみてみたい。

事例①：Aさん（男性、47歳）

ほぼ内定していた道外の仕事に就くまでの一ヶ月間の生活費を何とかして欲しいとのこと。このことについては、支援者が保護課や道職業安定局に相談したが、生活費の貸付はでき

ないとのことだった。そこで、社会福祉協議会に問い合わせ生活福祉資金の利用を検討したが、就職先が道外であることを理由に断られた。その間、決まりかけていた就職が白紙になり、他の仕事をあたるという連絡がAさんからあった。その後、市内の会社に面接に行くことになり、交通費と生活費としてお金を若干貸した。しばらくして、Aさんからは、就職が決まった旨連絡を受けている。

事例②：Bさん（男性、44歳）

'00年夏に、本州から知り合いを頼って来札し、はじめは仕事をしつつ知り合い宅で居候していたが、仕事を辞めた後、知り合いとの関係が気まづくなり、今後の住居と仕事をなんとかしたいとのこと。また、腰が悪く治療も希望。Bさん本人も、これまで二回保護課へ相談へ行ったことがあるが、現在の形（居候）での生活保護受給は無理だと言われた。相談時は、Bさんの当面の希望（軽作業的な就労希望）と連絡先（携帯電話）を聞いて、仕事の仲介を提案し、民間企業の社長（会の活動に関心を寄せ、時々仕事を紹介してくれる人）を紹介。その後、仕事の条件とBさんの身体的状況があわないことがわかり、腰の治療の方法について検討し、「すこやか検診（※1）」を紹介するとともに、市内で無料診療の可能な病院を探した。無料診療のできる病院はないことが判明したが、その時、居候先の知り合い（女性）との関係がさらに煮詰まり、その女性単独で一度、二人そろって二度、相談をした。居候先の女性は、「今すぐ、出て行ってほしい」といいつつも、野宿をさせるのは忍びないということで、アパート入居の可能性を検討しているとのことだった。相談の中では、保証人と入居のための一時金の目途について話しあった。女性は「保証人は無理だが、お金は用立てたい」とのことだったが、よく聞くとサラ金からの借用も考えているとのことだったので、お金の目途として生活福祉資金の貸付を受けることを提案した。その直後、居候

先から出て野宿することになったBさんには、安全な野宿場所などの情報を提供し、野宿道具を貸した。野宿状態になった後、支援者がプライベートな形でCさんの状況を現職ケースワーカーに相談したが、その際、救護施設一時入所(※2)の可能性が示唆されたので、野宿三日目に、Bさんに同伴して保護課へ相談に行き、生活保護申請をした。救護施設への一時的な入所の際には荷物を預かり、また、保証人不要の部屋探しに同伴した。現在Bさんは、アパートで生活保護を受け、通院中。※1) 市による低額健康診断※2) 市内の救護施設内に臨時に設けてある一時宿泊部屋に入って生活保護申請をすること。短期間でアパートへ移る場合が多い。

事例③：Cさん(男性、57歳)

相談会の時の健康チェックにおいて尿検の結果が若干悪かったのと、持病の腰痛のための治療を希望していた。これに対して「すこやか検診」を、実費を会がもつことにしてすすめたが、住民票提示という要件を満たせず(Cさんの住民票は道外の都市に10年以上置きっぱなし)、受けられなかった。そこで、住民登録をあらためて札幌で行うこと(家主の許可のある民間アパートに形式的におくこと)をすすめたが、この件はCさんがアパートの住所のメモを紛失したりして中断した。その後、次の相談会の際に、今後のことやCさんの希望について再び相談をした。この間、一人で保護課窓口へ生活保護受給に関する相談に行き、「居宅がない」ことを理由に申請させてもらえなかったという。二回目の相談の際には、真冬を前にして野宿生活から脱したいという強い希望(治療希望は継続)があったので、保護課に支援者が同伴して窓口で再度相談をした。保護課の面接者は、当初「居宅がない人は生活保護の要件を満たさない」の一点張りであったが、支援者と面接者とのやりとりを経て、救護施設への一時的な入所と生活保護申請を行った。施設入所の際には、荷物を預かり、アパートに移った後荷物を届けた。

上にあげた3事例からは、一時的な生活費確保、仕事の確保、医療受診、冬を前にした野宿からの脱出という当事者の希望が一筋縄では叶えられないこととその障害として社会福祉協議会や区の保護課などの使いにくさがあることがみえてくる。と同時に、対応の記録は、その障害にぶつかりつつ、当事者と支援者が「自立」のための試行錯誤をしてゆく過程となっている。これは、一つに会の支援活動の未熟さに起因する。支援をはじめめる段階で会には野宿者支援に関する経験者はおらず、その蓄積もなかった。野宿者の希望を最も効果的かつ迅速に満たす筋道を知らない状態では、相談後に、手段を探索し、それを一々試してみるといういわば手探り的な支援になるのは当然ともいえよう。

この試行錯誤は、会の活動の未熟さとして評価することもできるが、と同時に、「自立」を希望する野宿者の側の視点に立てば、使える「自立」手段を探索しそれを利用することの難しさを示すのではないだろうか。あらためていうまでもないことかもしれないが、我が国の行政サービスのあり方は複雑で、野宿者でなくともその存在を知らない人は多い。また、必ずしもよいとはいえない窓口対応を我慢しながらの煩雑な手続きが必要とされることも少なくない。そして、野宿者の場合、住所不定であったり、定まった連絡先を持っていないことなど使えるサービスを探索するための条件はよいとはいえず、仮にサービスの存在を知ったとしても行政の窓口は野宿者に概ね排他的である。従って、支援者が経験した試行錯誤とは、野宿者が「自立」を目指す場合に直面せざるを得ない試行錯誤であるといえる。

もちろん、現在の行政が、当事者本人の意志と能力にもとづいて「自助」的にサービスを利用することを強めていること自体は、野宿者のみならず、居宅を持っていたとしても利用から排除される一定数の人々を生み出していると思われるが、この現在の「自助」的なサービス利用のあり方において不利益を被っている一つの典型として野宿者があるのではないだろうか。だとすれば、「自立」

支援においては、この不利益を軽減することが必要となってくる。この場合、複雑で分かりにくく排他的な制度そのものや窓口対応を変えてゆくことがまず考えられるが、もう一方で、煩雑な手続きを補助することもその軽減の手段として考えられる。相談活動における当事者と一緒に試行錯誤する支援者のあり方からは、十分にその任務を全うできているとは当然いえないものの、会の相談活動が後者の役割を担う一面を持っていることが示される。こうした行政サービスと当事者のニーズの「つなぎ」的な役割とは、換言すれば、既存の社会資源のコーディネーターとしての役割といってもよいかもかもしれない。

さらに、相談活動のなかでは、ニーズを掘り起こし、既存の社会資源につないでゆくことだけでは、野宿者の「自立」支援としては十分ではないことを示唆するケースもあった。

事例④：Dさん（男性、50歳代）

Dさんは、支援活動が始まった頃開催された相談会の健康チェックの時の紹介状を持って一人で保護課へ行き、入院を経てアパートで生活保護を受けていたが、しばらくたって「今月一杯で保護が打ち切られるかもしれない」という連絡が友人を通じてあった。会とDさんの関係は、入院後あまりなかったが、関係を継続していた元野宿者仲間の友人が、まだ通院の必要があるにもかかわらず「また野宿すればいい、ほっといてくれ」と、状況を説明せず開き直るばかりでとりつくしまのないDさんのことを心配して会へ電話で連絡をした。連絡を受けて、とりあえず、Dさんにおいて状況を聞くためにアパートを訪問したが不在。そこで、担当のケースワーカーに会い状況を聞いた。ケースワーカーによれば、即停・廃止ということはないが、今の状態は本人確認がとれていない状態で、Dさんには戸籍取り寄せなどをお願いしているにもかかわらず、それをしない、またはしない理由を説明をしないので困っており、この状態が続くとすれば、停・廃止はありうるとのことだっ

た。後日、友人を通じて、ケースワーカーの弁をDさんに伝えると、Dさんは「そんなことは聞いていない」とのことだった。その後、幾度かアパートを訪問し、Dさんから直接状況を聞いた。Dさんによると、本人確認の手続きが進まないのは「以前事故にあって、昔の記憶が断片的にしか思い出せず、本籍地などを正確に思い出せないだけだ」とのことであり、また、停・廃止に関する理由についてケースワーカーから聞いていないとのことだったので、あらためてケースワーカーの言い分を説明した。聞いてみると、ちょうどDさんは通っていたという学校を通じて本人確認のための手続きを始めていたところだったので、その旨をケースワーカーに伝えるようにアドバイスした。その直後にあったケースワーカーの訪問時には、Dさんとケースワーカーの行き違いは解決し、即停・廃止ということはなくなったこと、Dさんから電話連絡を受けた。但し、Dさんのケースワーカーへの不信任は強く、「ワーカーの態度次第では、保護なんてこっちから切ってやる」という姿勢だった。

その後、再度ケースワーカーに状況を聞いた。学校や社会保険事務所への照会など考えられ得る手段を尽くしたが本人確認は未だとれておらず、「状況は悪化している」とのこと。再度本人に会って状況を聞く予定。

この事例からは、生活保護制度と援助専門職という既存の「自立」のため手段につながったとしても、比較的簡単に再び野宿生活に戻ってくる可能性があることがうかがえる。

Dさんは、記憶が断片的で本人確認のための手段である本籍地などについて正確に思い出せないという。また、これは、むろんのこと、一つの想像でしかないが、様々な手段を尽くして本人確認ができないというDさんの場合、何らかのやむにやまれぬ事情のため、本名を明かすことが難しいのかもしれない。一方で、事務手続き上、福祉事務所は、どこかの段階でそれを明らかにすることを要求する。

役所（制度）の論理としては、明かせないないとなれば停・廃止もやむをえないという判断もありうるのかもしれない。しかし、ここで考える必要があるのは、仮に、上の状況がさらに悪化して停・廃止という結果となった場合、生活保護を受けるなら当然本名は明かすべきであるという要求を満たせないことを理由に、福祉事務所の判断が正当化されるか否かということである。生活保護の理念に立脚する限り、それは、適切な関わりを欠いたという意味で「自立助長」の失敗といわざるをえないのではないだろうか。だとすれば、生活保護受給後の「再野宿化」とは、「最低生活保障」はともかく、もう一つの大きな柱であるはずの「自立助長」の責を果たし得ていないという現在の公的扶助ケースワークのあり方のまずさを意味するだろう。（もちろん、現在の福祉事務所やケースワーカーがおかれた、その任務を十分に全うできない状況を考慮することは重要である。）

会の支援活動においては、社会資源につながるケースが増えるとともに、事例にあげたような現実に直面しはじめ、未だ組織的に行われていないものの生活保護制度につながった野宿者のフォローが、課題になりつつある。そのフォローとは理念通りの公的扶助ケースワークが行われているとすれば、本来必要のないはずなので、イメージとしては支援者による「ケースワーク」的な関わりといえるのかもしれない。しかし、こうした活動を組織的に現在の会が担うことが可能かどうかは別の問題で、上記のような課題は、場合によっては、現在の公的扶助ケースワークのあり方の改善を求める運動にのりだす契機になることも考えられる。

(4) まとめにかえて

本稿では、野宿者の「自立」をめぐる困難についての構図を、先行する「ホームレス」問題研究や実践報告の知見と先の札幌での調査結果を利用して簡単に整理した。「不定住的貧困」概念から示唆されることは、野宿者は、生活困窮だけでなく社会からの孤立によって、困窮を打開する手段の

確保において困難に直面していることである。さらに、個々の支援の局面で既存の制度に「なじみにくい」と評価されることが多いことから、単なる社会資源へのアクセス障害としてだけでは、理解できない困難な状況にあるといえる。

札幌における相談活動から示唆されるアウトリーチ的なニーズの掘り起こしと既存の社会資源のコーディネートとの必要性とは、自立の「困難」の一つである既存のセフティネットやその他社会資源へのアクセスの困難に対応しているといつてよいだろう。また、既存のセフティネットにつながった後の関わりの問題も活動のなかから若干みえており、活動の今後の課題となりはじめているが、このことは、野宿者の直面している困難とは、単なる社会資源へのアクセス障害だけではないということに対応している。会の活動は、調査活動や「炊き出し」・健康チェックなどの当事者との接触機会を通じて、ニーズや自らの不足を感じ徐々に活動範囲を拡大していったという経緯で展開しているが、この経緯とは、結局のところ、これまでの調査研究や他地域での実践報告の中で指摘されてきた野宿者の「自立」の困難をあらためて確認するプロセスだったといえるのかもしれない。

むろん、現在の札幌における支援活動が野宿者の「自立」にどれほどの効果を持っているのかは、別の機会で検討されるべきであるが、活動が必要に応じて拡大せざるを得ないという事実は、「自立」の困難に第三者として意図的に関わる役割を会が担いつつあることを意味する。このことから、会の活動とは、既存の公的なシステムのなかでは、「自立」が困難な個々の野宿者の現実的な「支え手」としてあることが指摘できよう。ここでは、基本的に札幌の場合しか論ずることはできないが、全国各地で展開している多くの民間の野宿者支援団体による相談活動や生活保護申請の同伴活動、さらにNPO化した組織的な団体が提供し始めている「自立」支援プログラムも、同様の性格を持っていると評価できるのかもしれない。このことは、単なる人道的活動、社会改革のための運動としてだけではない、野宿者支援における民間

活動が担う別の積極的な役割を示唆する。

しかし、一方で、民間の支援活動が個々の野宿者の「自立」に寄与している（寄与しようとしている）こと自体、既存の公的なセフティネットのあり方や援助専門職の関わりのまづさを補完しているに過ぎないともいえる。紹介した札幌における試みは、ボランティアな活動として展開しており、常に人的・経済的制約に直面し、目指す役割が十分に果たせないという課題を抱えている。必要な支援とは何かという問いを立てた本稿では、深入りしないが、個々の野宿者の「自立」をめぐる「支え手」は誰が担うのが適切なのかは、支援をめぐるさらなる論点の一つとなるだろう。

注・文献

- 1) 杉村宏・佐々木宏(2000年)「調査報告：札幌における『ホームレス』(1)」教育福祉研究第6号、73～96頁
- 2) 岩田正美(1995年)「戦後社会福祉の展開と大都市底辺層」ミネルヴァ書房
- 3) 岩田正美(1995年)17頁
- 4) 杉村宏・佐々木宏(2000年)90頁
- 5) 岩田正美(2000年)「ホームレス／現代社会／福祉国家」明石書店、287～312頁

- 6) ふるさとの会編(1997年)「高齢路上生活者」東峰書房
- 7) 青木秀男編著(1999年)「場所をあける一寄せ場／ホームレスの社会学一」松籟社
- 8) 清水あいさ(2000年)「周縁に追いこんでいるのは誰か」季刊 Shelter-less、No.8、100～103頁
- 9) 岩田正美(2000年)321～324頁

〈付記〉

本稿は、先の調査報告(注1)と同様、『北海道の労働と福祉を考える会』の活動の成果に負うところが大きく、ともに活動に参加する会のメンバーには、生活相談のケース記録を提供など、執筆に関する協力について感謝したい。また、『北海道の労働と福祉を考える会』では相談活動を通じて直面した野宿者の「自立」の困難に関して、本文で触れたような困難を個別的に解消するための活動のみならず、'00年12月以降、行政(札幌市役所)への緊急対策の要請と「ホームレス」担当部局との懇談を通じて社会的に克服しようとする動きにのりだしている。このことは、活動が新たな段階に入りつつあることを意味し、以後の展開を興味深くみていきたいと思っている。

(北海道大学大学院教育学研究科・助手)